

教育資金一括贈与の非課税措置の見直しについて

21-005号
通巻：220

新型コロナウイルス感染症の影響により先行きの不透明さを背景に、子や孫世代に対する一括贈与の非課税制度の見直しが行われました「教育資金の一括贈与」についてご説明いたします。

□ 贈与税について（暦年課税）

日本の贈与税は金銭などの財産を贈った人ではなく、**受取った人が納める税金**になります。

（贈与税の申告が必要な場合）

その年の1月1日から12月31日までの間に財産の贈与合計額が110万円を超えて受けた場合、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までに税務署への申告が必要となります。

例： 2021年4月1日に祖父から300万円、2021年12月25日に祖母から200万円の贈与を孫Aが受けた場合

贈与合計額 500万円 - 基礎控除 110万円 = 基礎控除後の 390万円に対して贈与税を計算

孫Aが未成年の場合 ⇒ 「一般」贈与 孫Aが成人している場合 ⇒ 「特例」贈与

《一般贈与》

兄弟姉妹間、夫婦間と
未成年の子や孫への贈与

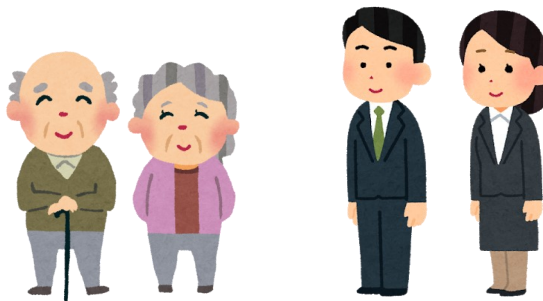
例：390万円×20%－25万円
⇒53万円の納税が必要



《特例贈与》

成人した子や孫への贈与

例：390万円×15%－10万円
⇒48.5万円の納税が必要



（成人した子・孫）

基礎控除後の課税価格	一般贈与（未成年の子や孫）	特例贈与（成人した子や孫）
200万円以下	10%	10%
300万円以下	15%－10万円	15%－10万円
400万円以下	20%－25万円	
600万円以下	30%－65万円	20%－30万円
1,000万円以下	40%－125万円	30%－90万円
1,500万円以下	45%－175万円	40%－190万円
3,000万円以下	50%－250万円	45%－265万円

※3,000万円を超える場合の税率の記載は省略しております。

成人した子や孫に対する贈与の場合の方が、税率が少し低く設定されております。しかし、一度に大きな金額の贈与を受けた場合は、やはり大きな納税額となりますので、特例制度を裏面にてご紹介致します。

